

学校において予防すべき感染症

これらの疾患にかかった場合は、学校において感染症の流行を予防するため、学校保健法に基づき出席停止となります。医師から診断を受けましたら、学校へ連絡をしてください。なお、医師から登校の許可が出て登校する際は「**登校許可報告書**」（**ホームページより印刷**）に保護者が記入し、登校初日に担任へ提出してください。

◆感染症の種類と登校停止期間の基準（生徒手帳にも記載あり）

感染症の種類		登校停止期間の基準（以下の基準に基づき、主治医が判断する）
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ熱 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス） 中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス） 特定鳥インフルエンザ 指定感染症 新感染症	治癒するまで
第2種 ※ただし、医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 ※その他の感染症	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで

※ 学校では通常みられないような重大な流行が起こった場合、感染拡大防止のために必要があるときに限り、緊急的に措置をとることができるもの